インボイス制度と 電子帳簿保存法の概要について！

2022年10月26日

夢と技術の経営研究所

目次

１．改正スケジュール
２．業務の変化
３．インボイス制度の概要ー１
４．インボイス制度の概要ー２
５．インボイス制度の概要ー３
６．電子帳簿保存法の概要ー１
７．電子帳簿保存法の概要ー２
８．電子取引データ保存方法ー１
９．電子取引データ保存方法ー２
１０．まとめ

© 2022 夢と技術の経営研究所

1. 改正スケジュール

◎ 改正スケジュール

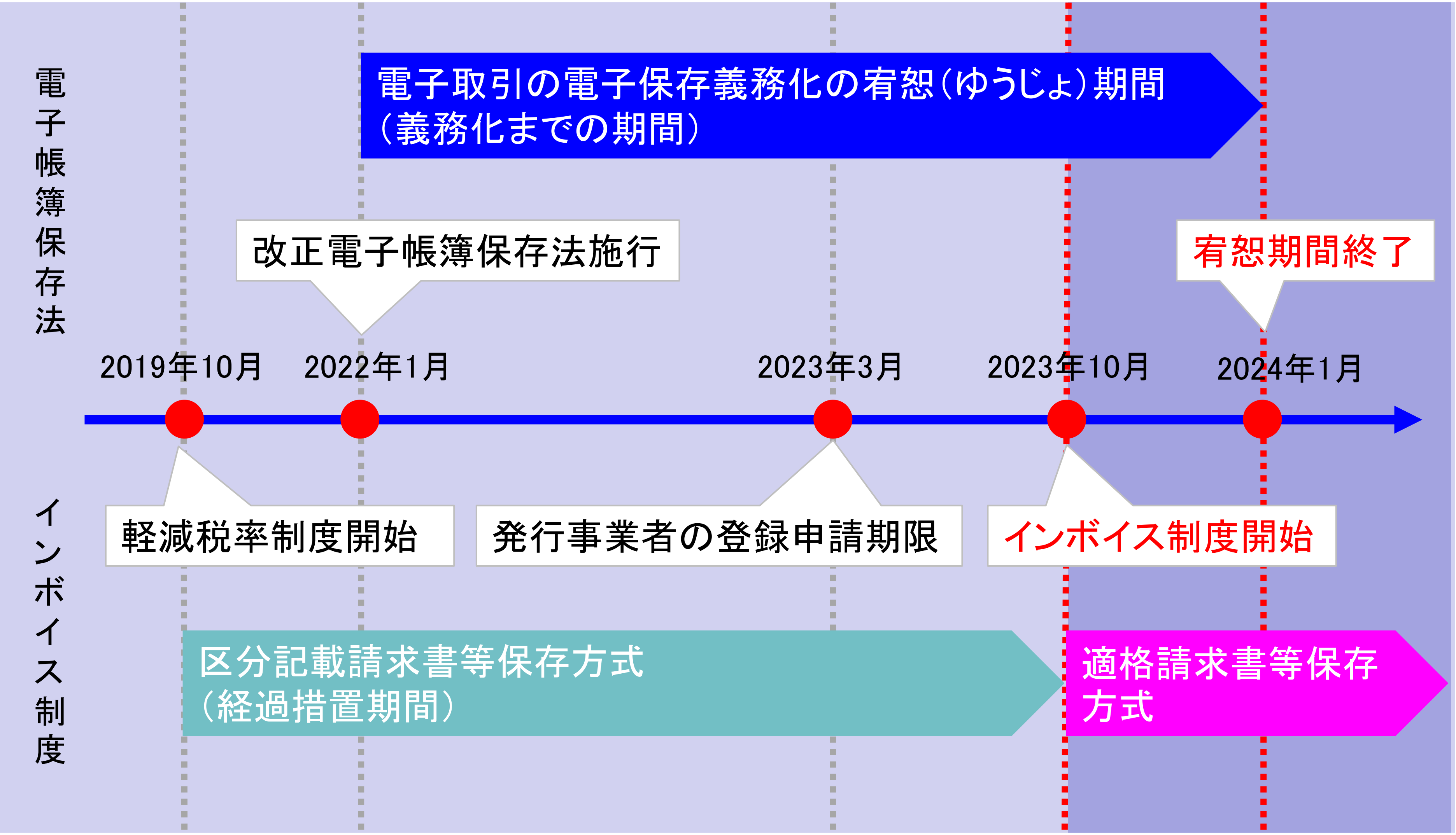

出所：国税庁、弥生会計のWebサイト

© 2022 夢と技術の経営研究所

2. 業務の変化

インボイス制度の開始や電子帳簿保存法の改正により、事業者の業務には以下のような変化がある。

◎ 請求書の発行・受領方法が変わる

発行側(売り手/受注側)	(適格請求書発行事業者)適格請求書を発行する
受領側(買い手/発注側)	(一般課税の課税事業者)取引先から適格請求書を受領する(取引先に適格請求書の発行を求める) (一般課税の課税事業者)3万円未満の請求書や領収書も受領する (一般課税の課税事業者)適格請求書を発行した取引先が、取引日時点で「適格請求書発行事業者」としての登録があるかを確認する

◎ 請求書などの信憑の保存方法が変わる

発行側(売り手/受注側)	電子データで発行をした証憑は原則として電子データでの保存が必要
受領側(買い手/発注側)	電子データとして受領をした証憑は原則として電子データでの保存が必要

◎ 会計の仕分方法が変わる

発行側(売り手/受注側)	
受領側(買い手/発注側)	(一般課税の課税事業者)「適格請求書」かそれ以外かを区分して仕訳をする

出所：国税庁、弥生会計のWebサイト

© 2022 夢と技術の経営研究所

3. インボイス制度の概要ー1

◎　インボイス制度とは、複数税率の導入後、消費税の仕入税額控除の金額を正しく計算するために導入される制度である。売手(受注側)が、買手(発注側)に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段としてインボイスを交付し、買手(発注側)は売手(受注側)より交付されたインボイスを保存することで、仕入税額控除の要件を満たすことになる。ここでいう「インボイス」とは、請求書などの証憑書類において消費税法上、一定の記載要件を満たしたものを指し、正式には「適格請求書」という。

＜売手側＞

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければならない。（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要がある。）

＜買手側＞

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となる。

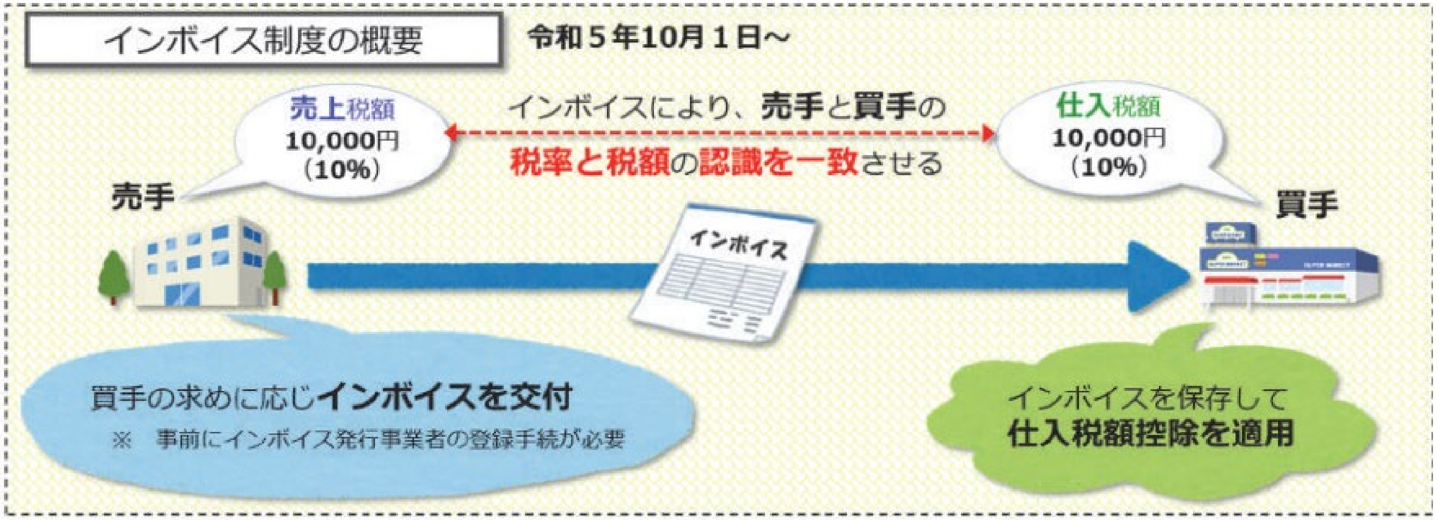

出所：国税庁、弥生会計のWebサイト

© 2022 夢と技術の経営研究所

4. インボイス制度の概要ー2

◎　インボイスの具体的な内容

2019(令和元)年10月1日
軽減税率制度開始

2023(令和5)年10月1日
インボイス制度開始

請求書等保存方式

記載項目
①発行者の氏名または名称
②取引年月日
③取引内容
④取引金額
⑤交付を受ける者の氏名または名称

区分記載請求書等保存方式（現行制度）

記載項目
①発行者の氏名または名称
②取引年月日
③取引内容
④取引金額
⑤交付を受ける者の氏名または名称
⑥軽減税率の対象品目である旨
⑦税率ごとに合計した対価の額

適格請求書等保存方式（インボイス制度）

記載項目
①発行者の氏名または名称
②取引年月日
③取引内容
④取引金額
⑤交付を受ける者の氏名または名称
⑥軽減税率の対象品目である旨
⑦税率ごとに合計した対価の額
⑧税率ごとの消費税額及び適用税率
⑨登録番号

出所：国税庁、弥生会計のWebサイト

© 2022 夢と技術の経営研究所

5. インボイス制度の概要ー3

◎　インボイス発行事業者

適格請求書発行事業者には課税事業者でなければ登録できず、免税事業者はインボイスの発行ができないため、取引の停止等これまでの関係性に影響が生じるリスクがある。そのためインボイスを発行できない免税事業者は、課税事業者となり適格請求書発行事業者として登録するか、現在のまま免税事業者でいるかの経営判断をする必要がある。

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

出所：国税庁、弥生会計のWebサイト

© 2022 夢と技術の経営研究所

6. 電子帳簿保存法の概要ー1

◎　電子帳簿保存法は、税務関係帳簿書類のデータ保存を可能とする法律で、
　同法に基づく各種制度を利用することで、経理のデジタル化が図れる。

◎　取引に関する書類に通常記載される情報（取引情報）を含む電子データをやり取りした場合の、
　当該データに関する保存義務やその保存方法等についても同法により定められている。

◎　所得税法・法人税法上の保存義務者（個人事業者、法人）は、
　特に「電子取引」について確認する必要がある。

◎　電子帳簿保存法が対象とするのは、「国税関係帳簿」「国税関係書類」「電子取引」の3種類である。

　これらを実際の業務の中で見てみると、会計ソフトや販売管理ソフトなどで作成したものもあれば、取引先と紙でやり取りしたもの、あるいは電子データでやり取りしたものまで、さまざまな取引記録が管理の対象となる。したがってどの書類やデータがどの条項に該当するのか、そしてどのような保存措置を求められているのかを正しく理解する必要がある。

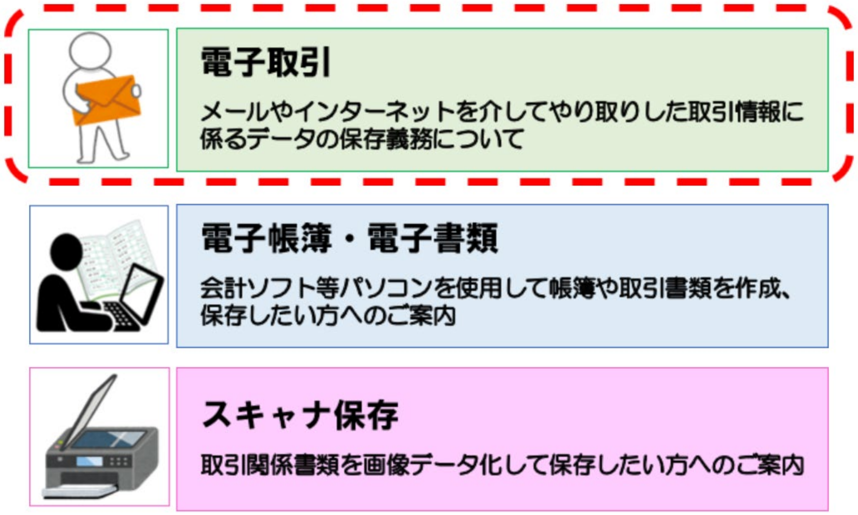

出所：国税庁、弥生会計のWebサイト

© 2022 夢と技術の経営研究所

7. 電子帳簿保存法の概要ー2

◎　電子帳簿保存法の対象と区分

国税関係帳簿	国税関係書類			電子取引
・仕訳帳 ・総勘定元帳 ・売掛帳 ・買掛帳 ・現金出納帳 ・固定資産台帳 など	決算関係書類	取引関係書類		電子メール、EDI、クラウドサービス等による授受
		自己発行の写し	相手先から受領	
	・貸借対照表 ・損益計算書 ・試算表 ・棚卸表 など	・請求書（控） ・見積書（控） ・納品書（控） ・注文書（控） ・領収書（控） など	・請求書 ・見積書 ・納品書 ・注文書 ・領収書 など	・請求書 ・見積書 ・納品書 ・注文書 ・領収書 など

電子帳簿法第4条1項	電子帳簿法第4条2項	電子帳簿法第4条3項	電子帳簿法第7条

↓

電子帳簿等保存（電子データ保存）	スキャナ保存	電子データ保存
【容認規定】 ※　最初からPC等で作成した帳簿書類	【容認規定】 ※　紙で発行・受領した書類	【義務規定】 ※　データで授受された取引情報

出所：国税庁、弥生会計のWebサイト

© 2022 夢と技術の経営研究所

8. 電子取引データ保存方法ー1

- ◆ 令和５年 12 月 31 日までに行う電子取引については、**保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できる**ようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。
- ◆ 令和６年１月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

- ➢ 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- ➢ 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

保存すべき電子データは？

◆ **紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ**

（例）請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。
※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB 上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDF やスクリーンショットによる保存も可）。

出所：国税庁のWebサイト

© 2022 夢と技術の経営研究所

9. 電子取引データ保存方法ー2

どのように保存する必要があるのか？

◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です（詳しくは裏面をチェック）。

※ 2年（期）前の売上が 1,000 万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

出所：国税庁のWebサイト

© 2022 夢と技術の経営研究所

10. まとめ

◎　小規模事業者・中小企業は、
インボイス制度と電子帳簿保存法への対応を行う必要がある。
必要とされる最低限の対応は以下の通り。

＜インボイス制度＞

◎　免税事業者は、課税事業者となり適格請求書発行事業者として登録するか、
現在のまま免税事業者でいるかの経営判断をする。

◎　インボイスを発行すると経営判断をした場合、
適格請求書発行事業者の登録申請を行う。

＜電子帳簿保存法＞

◎　「電子取引」の電子データの保存を行う。

© 2022 夢と技術の経営研究所

夢と技術の経営研究所

www.yumegi.com

© 2022 夢と技術の経営研究所